

別添 12 (7-58、8-58 関係)

無負荷急加速黒煙の測定方法

1. 適用範囲

この測定方法は、軽油を燃料とする自動車の原動機を無負荷急加速させた時に発生する黒煙の排出濃度の測定について適用する。

2. 黒煙測定器の状態

黒煙測定器は、使用開始前に十分暖機し、1日1回校正を行うとともに、測定の都度メータの表示を基準値(点)に合わせたうえで使用する。

なお、黒煙を採取する直前にプローブのパージ(滞留黒煙の掃気)を行うこととする。

3. 自動車の状態

(1) 自動車は停止状態とし、十分に暖機されていることとする。

(2) 変速機の位置は中立とし、原動機を無負荷の状態とする。

この場合において、原動機を無負荷の状態にすることができない構造のものにあつては、附属装置(油圧ポンプ等)による原動機の負荷の一部を切り離す等により原動機の負荷を最小にして測定することができる。

4. 黒煙の測定

4.1. プローブの挿入

黒煙は、自動車の排気管内にプローブ(黒煙測定器の排出ガス採取部)を20cm程度挿入して測定する。

ただし、プローブを20cm程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。

4.2. 自動車の運転条件

自動車の運転条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 原動機を無負荷運転した後、加速ペダルを急速に一杯踏み込み最高回転数に達した後ただちに加速ペダルを放して無負荷運転に至る操作(空ぶかし)を2回又は3回繰り返す。

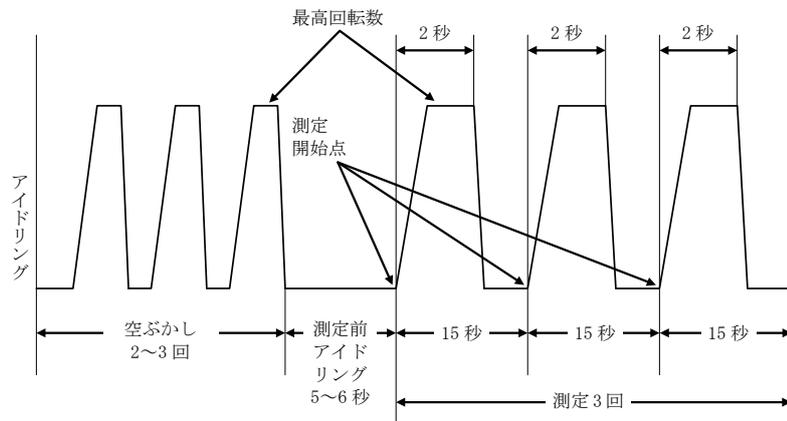
(2) 無負荷運転を5~6秒行う。

(3) 加速ペダルを急速に一杯踏み込み、踏み込みはじめてから2秒間持続した後、加速ペダルを放し13秒間持続する。

(4) (3)に掲げる操作を継続して、さらに2回繰り返す。

なお、5.なお書きの取扱いとする場合は、この限りでない。

(参考図)



4.3. 黒煙の採取

(1) ポンプ式の排気煙採取装置により、4.2.(3)及び4.2.(4)において加速ペダルを踏み込み始めたときから、ろ紙を通して、排出物を0.330L吸引する。

(2) 当該排出物に含まれる黒煙によるろ紙の汚染の度合を反射光式の測定装置により測定する。

5. 測定値の取扱い

汚染度は、3回の測定値を平均した整数値とする。

なお、次表の規制値欄に掲げる規制値に応じ、測定回数欄に掲げるいずれかの測定回数における測定値が測定値範囲欄に掲げる範囲内にあるときは、汚染度値欄に掲げるそれぞれの値を汚染度とすることができる。

規制値	測定回数	測定値範囲	汚染度値
25%	1回	1回目の測定値が20%以下	1回目の測定値の整数値
	2回	2回目までの測定値の平均が20%以下	2回の測定値を平均した整数値
30%	1回	1回目の測定値が25%以下	1回目の測定値の整数値
	2回	2回目までの測定値の平均が25%以下	2回の測定値を平均した整数値
35%	1回	1回目の測定値が30%以下	1回目の測定値の整数値
	2回	2回目までの測定値の平均が30%以下	2回の測定値を平均した整数値
40%	1回	1回目の測定値が35%以下	1回目の測定値の整数値
	2回	2回目までの測定値の平均が35%以下	2回の測定値を平均した整数値
50%	1回	1回目の測定値が45%以下	1回目の測定値の整数値
	2回	2回目までの測定値の平均が45%以下	2回の測定値を平均した整数値